

令和2年2月4日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気ストーブ（カーボンヒーター）、ガスふろがま用バーナー（LPガス用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うち石油ふろがま1件、ガスふろがま用バーナー（LPガス用）1件、
ガス栓（LPガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うち温水洗浄便座1件、電気ストーブ（カーボンヒーター）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 9件
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気こんろ2件、電気こたつ1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
照明器具（天井埋込式）1件、水槽用サーモスタット1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、レンジフード1件、
携帯電話機（スマートフォン）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を
予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900323を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ユアサプライムス株式会社が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）について（管理番号：A201901089）

① 事故事象について

ユアサプライムス株式会社（法人番号：6010001059673）が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）3月19日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行うとともに、同日以降、販売店等への協力要請を行い、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

③ 対象製品：製品名、型番、販売期間、対象台数

製品名	型番※	販売期間	対象台数
電気ストーブ （カーボンヒーター）	YA-C945SR (WH)	2015年9月29日	18,940
	KYA-C915R (WH)	～ 2016年2月20日	
	YA-C900S (WH)		

※YA-C945SR (WH) 及びKYA-C915R (WH) はリモコンタイプ
YA-C900S (WH) はメカタイプ

2016年（平成28年）3月19日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：32.5%（2020年1月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	1	火災	2017年度	8	火災
2018年度	7	火災	2016年度	6	火災
			2015年度	1	火災

※当該事故（管理番号：A201901089）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

本体正面に表示されている型番を御確認ください。

リモコンタイプ



型番
YA-C945SR (WH)
KYA-C915R (WH)

いずれかの型番が記載

型番
YA-C900S (WH)

メカタイプ



強弱切替え用
のつまみあり

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ユアサプライムス株式会社 修理回収窓口

電話番号：0120(801)798

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.yuasa-p.co.jp/wp/wp-content/uploads/2016/03/20170321.pdf>

(2) 株式会社世田谷製作所が製造したガスふろがま用バーナー（LPガス用）について
（管理番号：A201901091）

① 事故事象について

株式会社世田谷製作所（法人番号：6010901006262）が製造したガスふろがま用バーナー（LPガス用）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部（整圧器）のダイヤフラム（ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁）に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）4月19日にウェブサイトへの情報掲載（2013年（平成25年）3月7日再周知）を行うとともに、継続的にダイレクトメールの送付や電話連絡等による注意喚起を行い、OEM製品を含む対象製品について無償点検及び部品交換（ガバナ部（整圧器）等の交換）を実施しています。

③ 対象製品：事業者名、機種・型式、製造期間、対象台数

事業者名	機種・型式	製造期間	対象台数
(株)世田谷製作所	R38B R137B CS31B CS32B CS33B FE15 TA-097UET TA-270UET TA-OK270UET GS-1	1998年5月～2006年5月 1997年6月～2006年5月 1998年6月～1998年8月 1998年10月～2006年4月 2001年5月～2001年6月 2000年4月～2006年5月 1997年9月～2006年5月 1997年8月～2006年5月 1997年8月～2006年5月 2000年11月～2005年11月	39,337
(株)オカキン	OK-AR型-LE OK-BR型-LE	1997年11月～2006年8月 1997年11月～2006年7月	
東京ガス(株)	ST-913RFA ST-912RFBシリーズ ST-9150CFS	1997年6月～2006年5月 1998年5月～2006年5月 1999年10月～2006年5月	
(株)ハーマン	YF702	1997年6月～2002年2月	

注：対象製品には、株式会社世田谷製作所のガスふろがま用バーナーを組み込んだガスふろがまを製造している株式会社オカキンの製品と、株式会社世田谷製作所からバーナー付ふろがまのOEM供給を受け、販売している東京ガス株式会社及び株式会社ハーマンの製品があります。

2007年（平成19年）4月19日からリコール（無償点検・部品交換）を実施
 改修率：76.6%（2019年9月30日時点）

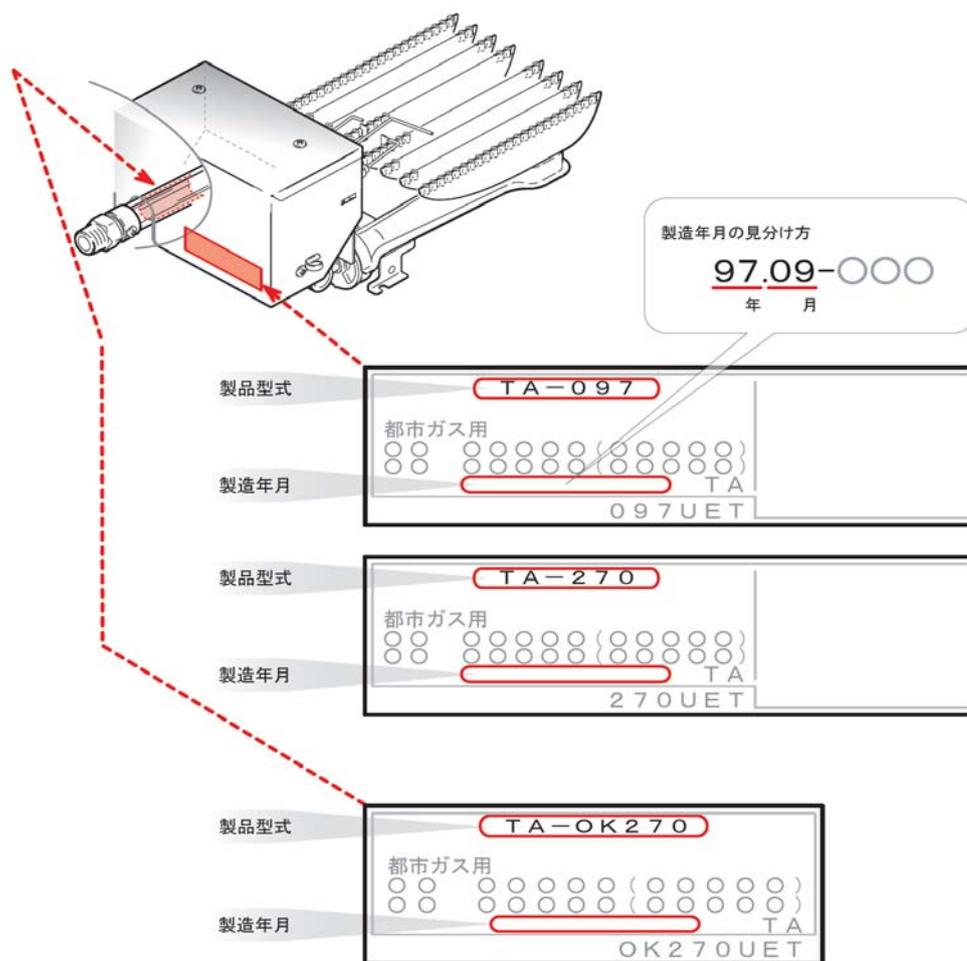
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	4	火災
2018年度	0	—	2013年度	8	火災
2017年度	1	火災	2012年度	7	火災
2016年度	1	火災	2011年度	1	火災
2015年度	1	火災	2010年度	4	火災

※当該事故（管理番号：A201901091）は含まない。

<対象製品の外観>



(図はTA-097UET、TA-270UET、TA-OK270UET)

<対象製品の確認方法>

浴室内に以下のリモコンのどちらかが設置されている場合は、上記③の機種・型式、製造期間に該当していないか御確認ください。



※GS-1のストーブは除きます。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び部品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社世田谷製作所

電話番号：0120(634)126

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.setagaya-seisakusyo.co.jp/>

東京ガス株式会社

電話番号：0120(133)278

受付時間：9時～19時（月～土）

ウェブサイト：<https://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20070418-03.html>

株式会社オカキン

電話番号：0120(581)126

受付時間：9時～19時（日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.okakin.com/news/0.html>

株式会社ハーマン

電話番号：0120(248)772

受付時間：9時～18時

ウェブサイト：<https://www.harman.co.jp/important/jisyutenken/2007/04/post-14.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901090	令和元年12月23日	令和2年1月30日	石油ふろがま	BS-1510P	株式会社コロナ	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月20日
A201901091	令和2年1月16日	令和2年1月30日	ガスふろがま用バーナー(LPガス用)	TA-097UET	株式会社世田谷製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品内の部品の設計の不具合により、ガバナ部(整圧器)のダイヤフラム(ガスの供給圧力の変動に応じて動く弁)に亀裂が生じて機器内部でガス漏れが発生し、漏れたガスにバーナーの炎が引火し、出火に至ったものと考えられる。	大阪府	製造から15年以上経過した製品 令和2年1月31日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和2年1月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年4月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 76.6%
A201901094	令和2年1月20日	令和2年1月30日	ガス栓(LPガス用)	G925-12P	光陽産業株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和2年1月22日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和2年1月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900323	令和元年7月20日	令和元年7月31日	温水洗浄便座	TCF4731	TOTO株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のノズルユニットのノズル駆動用モーター付近から出火したものと推定されるが、ノズルユニットの焼損は著しく、事故原因の特定には至らなかった。	山梨県	令和元年8月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901089	令和元年12月12日	令和2年1月30日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	KYA-C915R(WH)	ユアサプライムス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。	宮崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月24日 平成28年3月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 32.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901088	令和2年1月17日	令和2年1月30日	電気こんろ	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A201901092	令和元年12月18日	令和2年1月30日	電気こたつ	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	製造から45年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月22日
A201901093	令和2年1月20日	令和2年1月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	大学で鞆に入っていた当該製品に携帯電話機を接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201901095	令和2年1月7日	令和2年1月31日	照明器具(天井埋込式)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A201901096	令和2年1月23日	令和2年1月31日	水槽用サーモスタット	火災	飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201901097	令和元年10月15日	令和2年1月31日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和元年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201901098	令和2年1月5日	令和2年1月31日	レンジフード	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品
A201901099	令和元年12月7日	令和2年1月31日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月21日
A201901100	令和2年1月1日	令和2年1月31日	電気こんろ	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月21日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

温水洗净便座（管理番号：A201900323）

